

三菱HCキャピタル株式会社所有車両の登録に関するご案内

弊社は、令和3年4月1日の合併並びに商号変更に関する弊社所有車両の車検証の所有者について、登録識別情報制度を利用して商号を変更するための準備を進めてまいりました。

この度、国土交通省と協議の結果、同制度を利用し、商号変更を電子申請により下記の日程で実施いたします。対象車両につきましては、商号の変更実施日に各運輸支局の窓口で一部の業務が中止されます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 所有者名称の変更実施日

令和5年12月5日

2. 変更対象車両

車検証備考欄に下記商号の記載がある車両

ただし、既に弊社との契約が終了し、車検証の所有者名義変更が未手続き

(下記商号のまま残っている)の車両は、今回の商号変更の対象外となります。

三菱UF Jリース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
19027

日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号
32031

日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋二丁目15番12号
24380

3. 変更実施日に中止される窓口業務

変更登録、移転登録、一時抹消登録、永久抹消登録、輸出抹消登録、自動車検査賞記入、番号変更

なお、車検証の所有者名義が既に三菱HCキャピタル株式会社となっている車両につきましては、この限りではございません。

4. 実施日以降の注意事項

車検証備考欄の所有者名は旧商号(上記2.記載の商号)のままですが、国土交通省のデータファイルは新商号(三菱HCキャピタル株式会社)に変更されます。

そのため、対象車両の車検証の所有者情報の変更登録申請の必要はありません。

なお、車両に備え付けの車検証はそのままご利用可能です。

5. お問い合わせ

三菱HCキャピタル株式会社 お客様センター

(電話番号) 0120-881-783 (受付時間) 平日 9:00~17:00